

違反広告物追放推進員制度

この制度は、町を美しくする運動の一環として、路上の違反広告物をなくすため、市民等（推進団体）と行政が一体となり、良好な都市景観の維持、向上を図ることを目的としています。

1. 推進団体の構成

- (1) 市内に在住又は在勤の18歳以上の人で、3名以上で構成します。
- (2) 除却活動区域は、原則として1km四方です。
- (3) 認定期間は2年以内とし、更新することができます。

2. 推進員の活動内容

- (1) 活動にあたっては、必ず「身分証明書」を携帯し、「腕章」を着用して下さい。
- (2) 活動は原則3名以上で行って下さい。
- (3) ケレン（はり紙をはがす道具）等の道具は名古屋市で用意します。
- (4) ボランティア活動のため、「無報酬」ですが、「市民活動保険」に加入していただきます。（手続きは名古屋市で行います。）
- (5) 除却の対象となる違反広告物は、「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗（のぼり旗）」の4種類です。



3. 除却した違反広告物の取扱い

- (1) 除却した「はり札」「立看板」「広告旗（のぼり旗）」は、推進団体において一時的に保管をしていただきます。ただし、「はり紙」については処分することができます。（「はり紙以外」については、勝手に処分すると法律違反となります。）
- (2) 一時的に保管をしていただいた広告物は、名古屋市が回収後、掲出者への返還のための公示手続きを行った後に処分します。

違反広告物追放推進員制度の詳細については、以下の問合せ先までご連絡下さい。

住宅都市局 ウォークابل・景観推進課 屋外広告担当
TEL : 052-972-2735 FAX : 052-972-4485
E-mail : a2735@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp